

●香川県告示第73号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定を受けた施術機関から廃止した旨の届出があった。

令和8年3月31日

香川県知事 池田豊人

廃止年月日	指定番号	施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	診療科目 (業務の種類)
令和8年2月27日	427	梅津 剛裕 小豆郡小豆島町福田甲 182番地1	Apple鍼灸整骨院 徳島県三好郡東みよし町加茂1877番地2	柔道整復師